

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市時計台時計機械保守等業務
発 注 課	市民文化局文化部文化財課
選 定 事 業 者	札幌市時計台時計機械保存会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、札幌市時計台（以下「時計台」という。）に設置している時計機械の保守点検を行うとともに保守技術の継承を図るものである。</p> <p>時計機械は、明治14年（1881年）に付設された時計塔に設置されており、時計台とともに重要文化財に附（ついたり）指定されている大変貴重な時計機械である。また、平成21年（2009年）には機械遺産に認定されている。</p> <p>現在、時計機械は2名の職人により10年以上の間、適切に保守されているが、保守及び保守技術の継承に当たっては、当該時計機械特有の専門的知識、技術及び経験が必要となるため、これらを有する職人によって行うことが不可欠であり、当該職人以外にこれらの知識等を有する職人はいない。</p> <p>また、当該職人は時計機械の適切な保存及び保守の実施並びに保守技術の伝承を目的としている札幌市時計台時計機械保存会に所属し活動している。</p> <p>このことから、本件業務を遂行できる者は札幌市時計台時計機械保存会の他になく、本件業務に係る契約の性質が競争入札等に適さない（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号）と認め、本保存会を選定するものである。</p>	
根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	平成31年3月8日